

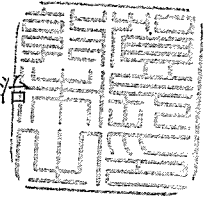


敦賀市告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、
本市の町の区域を設定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和 6年 9月24日

敦賀市長 米 澤 光 治



次の区域をひばりヶ丘町に設定する。

大字	字	地番
櫛林	32号馬場	1の1から1の9まで 1の11から1の21まで 3の1から3の10まで 4の1から4の7まで 5の1から5の21まで 6の1から6の10まで 8の1から8の3まで 8の5から8の16まで 8の18から8の27まで 8の29から8の40まで 9の1から9の13まで 10の1から10の21まで 11の1から11の15まで 12の1から12の11まで 13の1から13の4まで 14の1 14の4から14の10まで 15の1から15の20まで 16の1から16の19まで 17の1から17の22まで 17の24から17の26まで 18の1から18の26まで 19の1から19の9まで 20の1から20の19まで 21の1から21の21まで 22の1から22の4まで 23の5から23の9まで 24 25 26の1から26の5まで 27の1 27の2 31の2 31の4 32 33
砂流	6号西合町	1の2 2の2 11の1 13の1から13の3まで 14の1 14の2 15の1から15の11まで 16の1から16の10まで 17の1から17の8まで 18の1から18の8まで 19の1から19の5まで 19の7 19の8 20の1から20の21まで 20の23 21の3 21の5 22の1から22の16まで 23の1 23の2 24の1 24の2 25 26 27 28 29 30 31 32 33の1 33の2 33の4から33の10まで 34の1から34の3まで 35 36 37 38の1 38の2 39 40 41 42
	8号東山カハナ	1の1から1の6まで
	9合六反田	1の1 1の4 4の2から4の16まで 6の3 11の3 11の4 12の2 12の5 12の6 12の8から12の11まで 14の3 15の3から15の5まで 19の2から19の11まで 20 23の1 23の2 24の2から24の10まで 28の2 29の3から29の5まで
	10合下合町	2 3の1から3の4まで 4の1 4の3から4の10まで 6の3から6の6まで 7の1から7の9まで 8の1から8の10まで 9の1から9の4まで 9の6から9の13まで 9の16から9の20まで

		<p>10の1から10の13まで 11の1 11の2 17の1 17の2 18 19の1 19の3 22の2 22の3 22の5 23の1から23の5まで 24の2</p>
	11号為長	<p>7 10 11の1 12の1 13の1 13の4から13の19まで 14の2 15の3 21の1 21の3から21の6まで 21の8 21の9 26の2から26の5まで 27の2から27の4まで</p>
	20号下中田	<p>4 5の1 5の3 6の2 7の1 7の2 8の3から8の7まで 8の9から8の12まで 8の17 18</p>
	50号旧練	<p>1 2 3の1から3の5まで 4の1から4の7まで 4の9から4の15まで 5の1から5の18まで 6の1から6の15まで 7の1から7の17まで 8の1から8の7まで 9の1から9の4まで 9の6から9の22まで 10の1から10の9まで 12の1から12の3まで 13の1から13の3まで 14の1から14の77まで 15の3 15の7から15の11まで 16の1 16の2 17の1 17の2 17の4から17の8まで 17の12から17の22まで 19の1から19の12まで 22 23の2 25の2 26の2 26の3 27の1から27の12まで 28の1から28の11まで 32の1から32の3まで 33の1から33の8まで 34の2から34の4まで 35の1から35の5まで 35の7から35の11まで 35の14 37の1 37の2 37の4 37の5 37の7から37の26まで 38の1から38の16まで 39の1から39の3まで 39の5から39の21まで 40の1 40の2 40の4 40の5 40の7 41の1から41の4まで 42の1から42の9まで 43の1から43の13まで 44の1から44の6まで 45の1 45の2 46の1から46の7まで 47 48 49の1から49の9まで 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61の2から61の4まで 62 68 70 73 74 75</p>
野坂	55号東山花	<p>1の2 1の3 2の1から2の3まで</p>
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部及び一部		